

まちづくり条例第22条の事前協議（道路課） 必要資料一覧

建築審査課 建築指導担当から事前協議書の交付を受け、協議事項をご確認ください。

2 条例第35条（公共用地との境界線）以降の資料は、**該当する協議事項のみ**ご準備ください。

1 共通事項（全ての申請に必要）

☐ 事前協議書（写し）

☐ 建築概要書

☐ 案内図

☐ 土地利用計画図

- ・道路の形状、道路の付属物（ガードレール、区画線、公共ます等）、敷地境界線、建築基準法上の道路種別、道路中心線、道路幅員等の現況情報を明記
- ・条例及び開発指導要綱に基づく後退線、後退距離、隅切り線等を明記
- ・道路（公道）に関する工事を行う場合は、以下の内容を明記
 - ・歩道構造や車道構造物（L形側溝等の切下げ含む）を変更する内容や範囲、付属物の位置など
 - ・注釈「※道路に関する工事をする場合は、道路法第24条に基づく申請を行うこと」

☐ 公図の写し

- ・事業区域を赤線で囲む

☐ 敷地求積図

- ・事業区域を赤線で囲む
- ・各辺長、面積算定根拠（座標または三斜求積）、隣地地番等の土地情報を明記
- ・官民境界確認済みの場合
敷地求積図に「官民境界は土地境界図昭和/平成/令和〇〇年第〇〇号に基づき確認済み」と記入
- ・官民境界確認申請中の場合
敷地求積図に「令和〇〇年〇〇月〇〇日土地境界確認申請中」と記入

2 条例第35条（公共用地との境界線）

事前に、境界確定が済んでいるか、ご確認ください。

☐ 資料提出不要（官民境界線が確認済みの場合）

☐ 土地境界確認申請書の写し（官民境界線が未確定の場合）

※敷地面積が確定しないままに協議を進めると、様々な協議で後に変更が生じる可能性があります。

3 条例第36条（公道等の拡幅整備）、規則第28条（道路管理者の指示）、第29条（管理の引継ぎ）

☐ 土地利用計画図（1 共通事項 土地利用計画図と兼用可）

- ・区道と後退用地の管理区分がわかるように断面図を明記
- ・後退用地の管理者、舗装構造、道路付属物の設置又は移設、その他道路管理上必要な内容を明記

※寄付又は帰属の場合は、別途申出等の手続きが必要になります。

4 要綱第6条（公道の拡幅整備）、細則第4条（道路整備基準）

☐ 土地利用計画図（1 共通事項 土地利用計画図と兼用可）

- ・区道と後退用地の管理区分がわかるように断面図を明記
- ・土地利用計画図に条例及び開発指導要綱に基づく後退線、後退距離、隅切り等を明記（図示内容は「1 共通事項」参照）

※寄付又は帰属の場合は、別途申出等の手続きが必要になります。

5 要綱第8条（公園及び広場等）、細則第5条（公園及び広場等）

☐ 土地利用計画図（1 共通事項 土地利用計画図と兼用可）

- ・土地利用計画図に確認できる内容を明記

☐ 公園平面図、構造図（公園の場合）

☐ （必要に応じて）公園施設詳細図等の図面を追加作成

※寄付又は帰属の場合は、別途申出等の手続きが必要になります。

6 要綱第10条（雨水流出抑制）、細則第6条（雨水流出抑制対策）

詳細については『大田区雨水流出抑制施設技術指針』『雨水流出抑制施設の設置に関する協議の手引き』をご確認ください。

☐ 土地利用計画図（緑地面積等が分かるもの）

- ・植栽、草地等の土地形態、透水性舗装を色分け
- ・凡例ごとに数量を集計

☐ 雨水排水計画図

- ・屋根から浸透施設、貯留槽、放流先までの排水系統を明記
- ・施設ごとに数量を集計
- ・浸透施設は建物からの離隔も明記

☐ 施設求積図（1 共通事項 敷地求積図と兼用可）

- ・雨水流出抑制計算書に示す土地の形態の面積、施設の個数、延長、貯留槽の体積の根拠を明記

☐ 貯留槽、浸透施設の構造図

- ・施設の平面図、横断面、流入、流出の別、高さ、規模等の詳細を明記

☐ 雨水流出抑制計算書

☐ 雨水放流計算書（貯留槽を設置する場合）

☐ ボーリング調査結果（浸透施設を設置する場合）

※不適地の可能性がある土質が確認された場合は、粒度分布、必要に応じて透水試験結果等の土質試験データを添付

☐ その他資料

※標準構造以外の透水性舗装、浸透施設やポンプを使用する場合、その能力が証明できる資料を添付